

2018年7月1日施行

一般社団法人日本ポジティブ心理学協会 会員規約

本規約は、一般社団法人日本ポジティブ心理学協会（英名 Japan Positive Psychology Association、略称 JPPA、以下「当協会」と称します）の会員になることを希望する個人及び法人に対して、当協会の活動目的及び事業内容についてご説明することに加え、入退会、会費納入手続き、会員の資格喪失事由、権利義務等、基本的事項を定めるものであります。

記

第1条（目的）

当協会は、国際ポジティブ心理学会（英名 International Positive Psychology Association、略称 IPPA、本部 アメリカ合衆国ペンシルベニア州）の日本支部として、母体学会の指導助言及び倫理綱領に準拠し、当協会会員並びに国内外の関連学術団体及び教育機関と共同連携して、ポジティブ心理学（英名 Positive Psychology）の科学的知識と応用実践に関する誤謬なき教育普及を推進することにより、人々の心身のあり方の向上に寄与することを活動の主目的とします。

第2条（事業）

当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- （1）ポジティブ心理学の推進に関する講演会・研修会・大会等の開催
- （2）各種メディアを通して最新の情報提供を行うことによる啓蒙活動
- （3）内外の関連学術体・教育機関との協力及び協業活動
- （4）ポジティブ心理学を研究・教育・実践する人材の開発と支援活動
- （5）ポジティブ心理学の進歩に寄与する調査研究事業
- （6）その他、前条の目的を達成するために必要な事業一般

第3条（会員の定義）

本会員規約における会員の定義は以下の通りです。

- （1）個人会員：当協会の目的に賛同する個人及び当協会主催の講演会・研修会・大会等に参加する 個人
- （2）法人会員：当協会の目的に賛同する法人及び当協会主催の講演会・研修会・大会等に参加する 同一法人所属の1名以上の個人
- （3）賛助会員：当協会の事業を支援する意思を持つ個人及び法人

注記：個人会員の一部の方には、ご本人の希望並びに理事会の推薦によって、当協会の事業目的遂行に積極的に協力・関与する会員（特別会員）になっていただく場合があります。

第4条（入会申込手続き）

1. 当協会の会員になることを希望する個人及び法人は、当協会ホームページの「会員ページ」

に掲載の「入会申込書」にて必要事項をオンライン入力してお申込ください。

2. 「入会申込書」の受領後、1ヶ月以内に、入会審査の結果について当協会事務局より E メールにてご連絡いたします。入会審査に合格された方は、すみやかに、遅くとも連絡を受けてから 2 週間以内に会費を納入してください。新規入会の方の初年度の会費については第 6 条（会費）を参照してください。

3. 当協会では、以下の項目について入会審査を行います。若し、以下の各項のいずれかに該当する場合には入会をお断りすることがあります。但し、お断りの理由については、一部の例外を除き、申込者本人には通知いたしません。

(1) 当協会の活動目的及び事業遂行を妨げる、あるいは攪乱する目的で入会する個人及び法人

(2) 過去に、本規約や倫理綱領その他の定め違反したために除名や退会処分を受けたことのある個人及び法人

(3) 「入会申込書」の記載事項に虚偽記載（意図的な誤記や記入漏れ）があるとき

(4) 会員になることを希望する個人及び法人の行為や事業が、法令あるいは公序良俗や社会規範に著しく反している、または反するおそれがあると認められるとき

(5) その他、理事会が不適切と判断したとき第 5 条（会員資格）

会員資格は、前条の「入会申込書」を提出し、第 6 条の会費（年会費）を納入することによって発効します。

2. 会員資格の有効期間は、毎年 7 月 1 日から翌 6 月 30 日で、入会初年度は入会日から最初に向かえる 6 月 30 日までとします。

## 第 6 条（会費）

1. 年会費（消費税込）を次のとおり申し受けます。尚、入会金は不要です。

(1) 個人会員 10,000 円 (2) 法人会員 50,000 円

2. 新規に入会される場合、入会日に関わらず年会費は一律となります。

翌年度の年会費（更新料）は 10,000 円です。

3. 年会費の納付期限到来後、3 ヶ月以上にわたり未入金となった場合は、特別な事情がある場合を除き、4 ヶ月目から資格を喪失するものとします。

4. 年会費納付後、期限到来前に退会される場合、支払済の年会費は返還いたしかねます。

5. 年会費の納付方法は、当協会ホームページの「会員ページ」にてオンライン送金いただくか、下記の銀行口座への振込送金の方法によってください。なお、送金手数料は各自ご負担願います。

6. 送金の名義人は、必ず「会員申込書」の氏名と同一にしてください。

（個人会員の方の場合、個人名の前に、個人事業主の屋号、株式会社、有限会社等の社名等が入りますと、銀行口座の送金人表示欄に個人名が印字されず、当協会では入金者名の確認が出来なくなることがありますので十分ご注意ください。）

【銀行名】	ゆうちょ銀行
【店名】	〇一八（読み；ゼロイチハチ）
【店番】	018
【預金種目】	普通預金
【口座番号】	6721786
【口座名】	シヤ) ニホンポジティブシンリガクキョウカイ

(文字は入力出来るところまでで結構です。)

#### 第7条（会員の義務）

会員は次の義務を負います。

- (1) 当協会会員規約及び倫理綱領その他規則に従うこと
- (2) 当協会が定める会費を納付すること
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、当協会事務局に速やかに連絡すること

#### 第8条（退会）

会員は次のいずれかに該当するときは、退会したものと見なします。

- (1) 年会費の未納付が期限月以降、3ヶ月以上にわたる場合
- (2) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (4) 法人または団体が解散したり、破産したとき

#### 第9条（除名）

1. 会員が次のいずれかに該当するときは、当協会理事会の審議を経て除名されることがあります。

- (1) 当協会の規約や倫理綱領に違反し、度重なる注意を受けても改善が見られないとき
- (2) 当協会の目的に反する行為をしたとき、または当協会並びに当協会役員の名誉を意図的に毀損したり、イメージを損なう言動を弄したとき

2. 前項の規定により会員が除名される可能性がある場合は、当協会は会員本人に事前に通知します。また、その会員が希望すれば、当協会理事会の場で弁明の機会が与えられます。

#### 第10条（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

1. 会員がその資格を喪失したときは、当協会の会員の権利を失います。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負っていただきます。

2. 会員がその資格を喪失した場合、既に納入した年会費は返還されません。

3. 会員資格喪失後に対外的に当協会の会員を名乗ることは禁止します。

#### 第11条（個人情報の保護）

当協会は、会員の「入会申込書」並びにその他業務上知り得た個人情報、機密情報の取り扱い

いには、個人情報保護法の主旨に則り万全を期します。

第12条（会員規約の改訂）

当協会は、環境や諸事情の変化に伴い、本規約記載の条項の一部の改訂並びに新たな条項の新設を理事会の審議を経て実施することがあります。その場合には、当協会のホームページ上で通知します。

以上

一般社団法人日本ポジティブ心理学協会

英名：Japan Positive Psychology Association (JPPA)

事務局住所：〒113-0001 東京都文京区白山 1 丁目 33-8-301

郵便物宛先住所：〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-8-2 八木ビル 301

電話番号：03-5829-9465 FAX 番号：03-6800-5242

URL：[www.jppanetwork.org](http://www.jppanetwork.org)

E-mail：[info@jppanetwork.org](mailto:info@jppanetwork.org)（JPPA 事務局）